

( 資料 1 ) 相談支援専門員研修に関わる文献・資料の検討と整理

資料 1 - 1 相談支援専門員研修の実施経過及び相談支援専門員に関わる  
文献・資料

資料 1 - 2 相談支援専門員の人材養成に関する文献の検討



## 資料 1 - 1 相談支援専門員研修の実施経過及び相談支援専門員に関わる文献・資料

研究協力者:鈴木 智敦

(名古屋市総合リハビリテーションセンター)

### 1. はじめに

わが国における、障害者に対する相談支援、ケアマネジメントについては、1995 年(H7)に策定された「障害者プラン～ノーマライゼーション7カ年戦略」における(総合的な支援体制の整備(-5))という提起により、“身近な地域において、障害者に対して総合的な相談・生活支援・情報提供を行う事業を、概ね人口 30 万人あたりに概ね2カ所ずつを目標として実施する”とされており、当時は各障害別として、身体障害者については「市町村障害者生活支援事業」が、障害児・知的障害者については、1990 年(H2)より先行して始まっていた「心身障害児(者)地域療育拠点施設事業(コーディネーター事業)」が「障害児(者)地域療育等支援事業」として、精神障害者については「精神障害者地域生活支援センター」がその事業主体とされ 1996 年(H8)より始まった。その手法については、後にまとめられる「障害者ケアガイドライン(2002 年3月)」について、各障害別にケアガイドライン試行事業として、ケアマネジメントを駆使し手法や技術等モデル地域を設定し実施され、その実践に基づいて、研修カリキュラム等が開発された。また、そこで相談にのる支援者として、現在の相談支援専門員の元となる研修の指導者養成が、厚生労働省が主催となり 1998 年(H10)より始まり、伝達研修を実施する形で、都道府県での研修が開始された。

この当時の研修カリキュラムは、ケアマネジメントの普及期、各障害別、ニーズ・障害当事者からの障害別特性の講義、生活アセスメントが強調され、社会資源改善・開発や福祉用具等のコマ(環境整備)もあった。また、制度上の位置づけや、今のような支給決定プロセス、サービス等利用計画というものもないため、前段の内容に時間を使うことができた。

文献・資料整理をする前提として、研修開始当初からの実施経過を少しまとめておく。

### 2. 指導者養成研修実施経過

以下、平成 27 年度に東京都自立支援協議会用に筆者が資料としてまとめたものから引用する。障害者相談支援従事者指導者養成研修について開催当初からを振り返り、研修会用に便宜上大きなまとまりで時期を整理した。

#### 【準備期】H7～H9

H7～H9 ケアガイドライン、試行事業の実施、人材育成(研修)への準備期。

#### 【第 1 期】H10～H16

- ・H10 身体は名古屋市で、知的は三重県、精神は栃木県とそれぞればらばらで全国研修を実施。
- ・H11 身体・知的は会場が一緒(横浜)。
- ・H12 身体・知的を名古屋で一部合同実施、精神は別。
- ・H13 身体・知的はロフォス湘南に、精神は大阪で実施。

\* H14「障害者ケアガイドライン」

・H14より3障害とも会場はロフォス湘南、研修実施者側が同会場に集い3障害が身近に。それぞれの内容や共通項等の確認。1日目、2日目の講義や当事者ニーズ論は、三障害合同で実施された。

身体・知的は、一部メニューが異なるものの、演習等も合同で実施していた。

\* H15「支援費制度」

・精神のみ H15まで、3日目以降の演習もばらばらであった。

・H15、H16年と国研修にて上級研修が開催され、H18年以降の現任研修の元になった。

・H16はじめて、国において精神も含めて一部のみ3障害合同で演習が開催された。

ここまでが、国において5日間の伝達研修を実施され、その内容を受講者が各都道府県に持ち帰る形となっていた。

【第2期】H17～H22 自立支援法施行 改正に向けて

・H17より研修が戸山サンライズへ。3日間研修となる。サービス管理責任者研修開始。

自立支援法の基本理念、支給決定プロセス、障害程度区分認定調査等の講義が入る。

\* H18 障害者自立支援法施行、H18.10 サービス利用計画。研修が国リハ学院へ。

・H18 障害者自立支援法による改革、自立支援協議会の運営、スーパーバイズの実際の講義。

・H19 都道府県研修の実施方法、退院促進・地域移行の実践報告、協議会の運営、SV。

・H20 相談支援事業の現状と課題、実践報告、地域移行、権利擁護、行動援護、モニタリング、SV、協議会。

(研修が3日間となり、その時々々の制度改正等を含め重点的なポイント・トピック的な講義内容及び演習となる。都道府県からの受講生は毎年入れ替わるため、都道府県ごとに研修実施企画運営の実施体制が整っておらず、引き継ぎ等が十分でない所は混乱が見られる。)

・H21 自立支援法の見直し、研修の企画運営(継続研修の必要性和プログラム構築 H20 推進事業)、人材育成、初任者研修の企画運営・演習指導要領の検討、現任研修の企画運営

(研修の実施方法、企画運営を研修する内容を導入 以降企画運営のための研修へ重点化)

・H22 初任者・現任の企画運営、人材育成とOJT、SV、研修プログラムのポイント

(現任研修について焦点化)

【第3期】H23～H27(オールケアマネ、体制整備、研修企画・運営強化)

・H23 法の円滑な施行のための研修、協議会の活性化、虐待への対応、矯正施設退所者、専門コース別研修の企画運営(改正自立支援法施行のための内容に重点化)

\* H23.6 虐待防止法成立、H24.10 施行

\* H24 オールケアマネ開始

(障害福祉サービスを利用するすべての障害者にサービス等利用計画が必要)

・H24 対象者拡大に伴う相談支援専門員の質の確保、ファシリテーター研修の実例、研修の体制

づくり(体制構築の視点)、基幹(地域づくり)(改正自立支援法の円滑に進めるための研修、虐待防止法)

\* H25 総合支援法施行

・H25 オールケアマネに向けて、都道府県担当者だけの演習、基幹の推進、計画相談のチェックリスト、計画相談を促進するための対応(市区町村・都道府県)、研究事業の紹介、企画のチェックリスト

・H26 都道府県研修の質の向上、研修の体制強化内容の充実を重点化

ファシリテーター(研修体制の確保)、演習内容の検討

・H27 都道府県研修の質の向上、研修の体制強化内容の充実を重点化

専門コース別研修のヒント(トピックス:虐待、就労B、発達、地域移行等)

オールケアマネから相談の質の確保、スーパービジョンとファシリテーションの整理、報酬改定等。

すなわち、平成 16 年までは 3 障害別々に進んできていた研修プログラム等について、関係者が丁寧にすりあわせを実施してきた時期である。しかしながら、相談支援事業自身は手法の研修が丁寧に続けられてはいたものの、制度的な位置づけも財源的な位置づけも、そして、相談支援自体の評価軸もそして実践現場の質的中身についても現場に任せられ放置された状態であったと言える。支援費制度により一般財源化されてしまった相談支援事業は、障害者自立支援法でもう一度、当事者中心のサービスの提供を含め、立て直しが期待され、相談支援事業、支給決定プロセス、障害者程度区分(現:障害者支援区分)、サービス利用計画(現:サービス等利用計画)も、そして自立支援協議会(協議会)も、仕組みや形は大きく変化をしてきたが、非常に脆弱なものであった。

しかしながら、平成 17 年に障害者自立支援法が見え始め、つなぎ法から障害者総合支援法に向けた時期においては、「自立支援協議会」に関する(普及も含めた)研究、「障害者の相談支援」に関する研究が、国の研究事業として多く組まれており、その重要性や必要性を重視し、今後の位置づけ等を推し進めてきたことが推測される。

### 3. 相談支援専門員にかかわる文献・資料の整理

以下は、平成 27 年に開催された「相談支援の質の向上に向けた検討会」の参考資料として提出された、「これまでの主な相談支援関連の調査研究等」について、特に、厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業(身体・知的等障害分野)、厚生労働省障害者保健福祉推進事業、独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業を中心に、カリキュラムを見直すための関連資料となりそうなものについて整理した。

[平成 19 年度]

『障害者相談支援の地域包括支援センターにおける展開と課題に関する調査報告』

社団法人 日本社会福祉士会 委員長 鈴木 智敦(日本社会福祉士会)

・障害者自立支援法により相談支援事業の重要性が益々増加した。しかしながら、これまでの経過を見ても、その基盤の脆弱性は変わらない。

・人口規模 1 万人未満の市町村が多く存在する中で、介護保険法における介護支援専門員、障害者自立支援法における相談支援専門員、さらには委託相談支援事業等々小さな市町村においては、障害福祉サービスを提供する社会資源もほとんどないところもある中で、地域包括センターと障害者相談支援の展開方法について、アンケート調査や実態把握を行い、上手な展開を行っている市町村の直接ヒアリング等からその方法を課題等を取りまとめている。

『相談支援事業運営マニュアル 地域移行を可能にする相談支援のあり方に関する調査研究事業』社会福祉法人オープンスペースれがーと 委員長 牛谷 正人(れがーと)

・障害者自立支援法で示されている、支給決定プロセスと相談支援事業所との関係性、行政の直営で実施されている相談支援事業所と委託相談支援事業の役割分担論とその効果、障害特性、地域特性と相談支援事業の活動のあり方、有事(新潟中越地震)に際しても機能できる相談支援事業所を中心とした地域ネットワークによる支援体制作り等の考察。

[平成 20 年度]

『相談支援事業自己評価マニュアル』相談支援事業機能強化のための評価に関する調査研究事業 社会福祉法人オープンスペースれがーと 委員長 加瀬 進(東京学芸大学)

・平成 19 年度にまとめられた、上記「相談支援運営マニュアル」に示された 6 つのステージ(インタビュー・アセスメント・個別支援計画の作成・個別支援計画の実施・モニタリング・集結等評価)にかかわる 9 つのチェックポイントから、相談支援事業の自己評価指標を作成。

自ら振り返るツールの開発と試行の実施。

『障害者相談支援専門員の継続研修の必要性とプログラム構築に関する研究事業』

社団法人日本社会福祉士会 委員長 鈴木智敦(日本社会福祉士会)

・相談支援専門員の重要性、質の向上と地域間格差の低減のための継続的な人材育成とその仕組み作りについて、現状の研修体系の中、相談支援専門員が現場で直面している課題を明らかにし、人材養成のスキーム等の提案。

・現行の初任者研修・現任研修のカリキュラム実施要項の見直し(修正案)の提示。

・研修プログラムの将来像(スキーム)の提案。

\* 研修カリキュラムの見直し及び現在の研修検討の基礎になっている。

[平成 21 年度]

『新しい相談支援事業の方向性をふまえた相談支援専門員および事業所育成のあり方に関する研究』 NPO 法人日本相談支援専門員協会 代表 門屋 充郎

・障害者自立支援法における相談支援事業への期待と不明瞭な中身、経済基盤の脆弱性からな

る兼務等、その重要性に相反する体制等について、質の高い相談支援の育成と事業体の存在基盤確立に向けた検討と提言を実施。

- ・H20 の上記、日本社会福祉士会の「障害者相談支援専門員の継続研修の必要性とプログラム構築に関する研究事業」の研究成果もふまえ、相談支援のマトリックスとキャリアパスの素案作成。
- ・相談支援振り返りシートの活用と研修企画運営方法の提案。H20 上記、社会福祉法人オープンスペースれがーとの実施した「相談支援事業自己評価マニュアル」として開発したシートを Web から自己採点が可能となるシステム。
- ・具体的な研修提案・実施とその評価・課題、振り返りシートの Web 調査結果報告など。

『障害者ケアマネジメントのモニタリングおよびプログラム評価の方法論に関する研究』(H19～H21)

代表研究者 坂本 洋一(和洋女子大学)

- ・障害者ケアマネジメント・フィリデティ尺度について、障害種別による対応が異なるか否か、相談支援事業所と精神科診療所のケアマネジメントの相違を明らかにし、上記尺度の内容的妥当性を検証、また、同様にケアマネジメント利用者のアウトカムとの関連においても検討する。
- ・障害特性において一部異同が認められ、障害特性に配慮が必要です。
- ・精神科ケアマネジメントの特徴と課題が示唆された。
- ・障害者ケアマネジメント・フィリデティ尺度の内容的妥当性が検証された、一部項目は重要であるという回答数が若干少なかったため評価者が留意する必要がある。
- ・障害者ケアマネジメント・フィリデティ尺度がケアマネジメントの質を評価するツールとして有用である。

[平成 22 年度]

『障害者相談支援専門員現任研修の効果的な実施方法と研修マニュアルの作成に関する調査研究』

NPO法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク 理事長 富岡 貴生

- ・各現場の事業所調査等から、現行の相談支援の初任者・現任研修のみでは、相談支援の資質向上には、不足と感じている。技術的なスキルアップやスーパービジョンを受ける機会が欲しい、またスーパービジョンの技術を身につけたい等々の報告がされている。
- ・そのため、受講生のニーズに応じた、現任研修の効果的な実施方法と継続的な研修の提案を実施している。
- \* 現在の、専門コース別研修の基礎カリキュラムになっている。

相談支援ガイドライン:「障害者相談支援ガイドライン作成とその効果的な普及・活用方法のあり方検討事業」報告書

NPO法人 日本相談支援専門員協会 委員長 大塚 晃(上智大学)

- ・現場実態を踏まえた実効性の高い「相談支援ガイドライン」の作成。
- ・相談支援の基本的な考え方の相違是正のため、業務範囲や内容、実施方法について丁寧な説明を実施し、各業務が実際の相談支援の現場においてどのように展開されているか、具体的な事例等を通して実践的なガイドラインとしている。

[平成 23 年度]

『障害者の相談支援にかかる人材養成に関する研究』(H21～H23)

研究代表者 野中 猛(日本福祉大学教授)

- ・相談支援専門員の人材養成に資するために必要な能力を見定め、養成方法を検討し、養成効果を評価する、一連の総合的な調査研究。
- ・相談支援にかかる研修のあり方に一定の結論として、総合的な研修スキームと研修カリキュラムを提言。＊受講資格試験、初任者研修 ～、専門別研修 ～、現任研修、専門研修 ～、主任相談支援専門員の認定からなる体系の提案実施。
- ・若手相談員の成長過程の3年分を総括的に検討。
- ・都道府県の協議会を対象に人材育成にかかる評価に関して実態を調査。

『相談支援専門員連携・育成強化のためのインターンシップ(実務研修OJT)事業』

NPO法人 埼玉県障害者相談支援専門員協会 事務局 菊本 圭一

- ・人材育成の体制が非常に脆弱な相談支援専門員に対して、その資質や技術の向上や地域をインターンシップ(実務研修 OJT)を実施し、その成果等を報告書として記載。

サービス等利用計画作成サポートブック:「サービス等利用計画の実態と今後のあり方に関する研究」報告書

NPO法人 日本相談支援専門員協会 委員長 大塚 晃(上智大学)

- ・H22 に同協会の実施した「相談支援ガイドライン」の検討と、障害者総合支援法施行に向け、障害福祉サービスを利用するすべての障害児者について、「サービス等利用計画」が位置づけられた。全国的に普及を促し混乱を避けるため、サービス等利用計画とはなにかを丁寧に説明し、様式と記入上の留意点、記入事例等を示すと同時に、勘案する市町村に対する点検のマニュアルを作成。

[平成 24 年度]

サービス等利用計画評価サポートブック:「サービス等利用計画の評価指標に関する調査研究」報告書

NPO法人 日本相談支援専門員協会 委員長 大塚 晃(上智大学)

- ・サービス等利用計画が支給決定プロセスに位置づけられ、これから3年間をかけて、すべての障害福祉サービス利用者について、基本的に相談支援専門員が本人中心支援をふまえたサービス等



利用計画を作成していくことになる。

・そのため、その、サービス等利用計画の評価と、その実際、評価の仕組みの構築について提言し今後の課題についても言及している。

また、評価チェックシートの活用事例についてもわかりやすく事例を通して説明がされている。

[平成 25 年度] (H23 ~ H25)

『障害者のQOL評価に基づくケアマネジメント手法開発の研究』

研究代表者 白澤政和(桜美林大学大学院)

・相談支援専門員の関わった事例研究により、障害者のQOLを高める構成要素を仮説的に抽出、7つの側面の構成要素に整理。

・相談支援専門員と障害者本人を対象にマッチングデザインの量的調査を実施、障害者の身体・心理・社会面で客観的評価と主観的評価を基にして、障害者のQOLを左右する構成要素を分析。  
・身体障害者では健康管理面と家族関係面が、知的障害者及び精神障害者では、人間関係・社会関係面、家族関係面の側面が支援と深く関係しており、相談支援専門員は障害種別よりもエンパワメント支援を中心に据えており、その強化に関連する側面を重視する傾向。

・パネル調査の結果から、利用者調査は地域で暮らす自信が高くなる傾向と入所を検討することが減少する傾向があったが、相談支援に対する満足度は低下している。

・質的調査の結果としては、相談支援を受けることにより、利用者は状態、気持ち、環境の変化を示し、その要因として、相談支援専門員側での傾聴、エンパワメント、対話、環境調整、家族支援が、利用者側の話すこと、自ら気づくこと、納得すること、目標設定、安定感が、両者以外の要因としては、居宅介護、通所施設、医療、仲間、家族、近隣住民が示された。

・ケアマネジメントを介して利用者のQOLを評価していく上では、利用者と相談支援専門員の関係や他のインフォーマルを含めたサービスの提供状況を含めて検討していく必要が明らかとなった。

このように、数々の研究事業が実施され、ケアマネジメント手法を含む相談支援に重要な項目や必要となる研修内容について、検討・議論がなされ、様々な研究手法を踏まえて報告書が作成されている。

今回の、研究については、平成 27 年度より行われた、「相談支援の質の向上に向けた検討会」の内容・方向性及びこれまでの研究事業等の検討内容を踏まえていくことになる。